

日本への新規入国を待っている留学生のみなさんへ

日本入国後（待機期間中）に必要な対応等について

日本へ入国するすべての方に対し、防疫措置として様々な対応やルールを遵守することが求められています。

入国後、空港検疫所の指示に従って、検疫所が確保する宿泊施設または事前に申請した待機場所で待機してください。

指定された待機期間が終わるまでは、食料の調達目的であっても、待機場所からの外出は原則認められません。

また、入国者健康居所確認アプリ(MySOS)による位置情報・健康状態の報告、居所確認のためのビデオ通話への応答など、必ず『誓約書』の誓約内容で求められている対応を実行してください。

1. 待機期間中に必要な対応

[待機期間中に必要な対応](#)について、必ず実行してください。

待機期間中に必要な対応	利用方法	補足事項
MySOS のトップ画面の確認	PDF	アプリは専用の QR コードからインストールしてください。 日本入国時にMySOS の動作確認を行ってください。
待機場所登録と毎日の現在地報告	PDF	待機場所に到着したらアプリで待機場所を登録してください。 1日複数回「現在の位置情報」を求める通知が届くので、 「現在地報告」ボタンを押して応答してください。
毎日の健康状態報告	PDF	1日1回、健康状態確認のための MySOS の通知が届くので、 記載の案内に従い健康状態を登録してください。
MySOS のビデオ通話応答(AI)	PDF	オペレーターではなく、AI による自動ビデオ通話がかかってくる ことがあります。必ず応答してください。
MySOS のビデオ通話応答 (オペレーター)	PDF	着信があったら必ず応答してください。 利用者からビデオ通話を折り返し発信することはできません。 ビデオ通話では、センターから連絡をしたタイミングで、背景 等から自宅等屋内にいるかどうかの確認が行われます。
MySOS のバージョンアップ	PDF	必要に応じて、対応してください。
COCOA の利用	PDF	あなたが新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性 について通知を受け取ることができるアプリです。
待機解除のための陰性証明の提出	PDF	待機解除のための「陰性証明」の届出システムです。

※ [待機施設での待機の状況、健康状態は大学にも毎日報告してもらいます。詳細は下記「4. 大学への「健康観察表」等の提出について](#)を確認してください。

2. 指定された待機期間中のルール

- * 空港検疫で実施される検査から 24 時間以内に待機場所への移動を完了しなければなりません。
- * 空港から待機場所（自宅またはホテル等）までは最短ルートでの移動に限ります。

移動の途中に買い物をするなどの行動は認められませんので、これを踏まえて渡航の準備をしてください。

- * 待機場所に到着した後は、定められた待機期間中、外出できません。
近隣のコンビニエンスストアや飲食店等の利用などは原則認められません。
食事について心配な方は、出前・宅配ポータルサイトや、デリバリーサービスを提供しているお店などを事前に調べておくことをおすすめします。
- * 3日目以降の自主検査（指定施設を除く）は、PCR検査又は抗原定量検査のみです。
検査場所は、厚生労働省のホームページに掲載されている[検査機関](#)のみ認められます。
自主検査を受ける際には、公共交通機関等を利用せず、徒歩で移動してください。
- * 自主検査結果は MySOS により入国者健康確認センターへ届け出た後、同センターからの「待機終了の連絡」通知を受けた時点で、待機解除が認められます。

3. その他留意事項

- * 入国時の検疫の検査で「陽性」が判明した場合は検疫所長が指定する宿泊療養施設等で療養が必要になるため、予定していたホテルまたは自宅では待機できません。また、このような事情である場合も含めて、予約済みのホテルやレンタルスマートフォンのキャンセル料は全額自己負担となります。
- * 待機期間中に体調不良となった場合、待機期間が延長される可能性があります。
このような場合は、宿泊費等、待機期間延長のための追加費用が必要となります。
- * 待機期間中は、「入国者健康確認センター」がフォローアップを行います。
必ず同センターから指示された内容にしたがって、毎日、位置情報と健康状態の報告を行うこと（誓約義務）。
★ 参考情報：[入国者健康確認センター利用ガイド](#) 電話 03-6757-1038(自動音声)
- * 体調不良の場合は、ご自身の待機場所の自治体の指示に応じて、保健所等へ連絡してください
★ 相談センター・医療情報等の連絡先：[京都府](#) [大阪府](#) [東京都](#) [千葉県](#)

4. 大学への「健康観察表」等の提出について

京都精華大学は受入責任者として、みなさんの待機施設での待機状況と健康状態について毎日確認を行わなければいけません。以下の(1)(2)を確認し、必ず大学へ報告・提出をしてください。

※報告がない場合はペナルティが課されることがあるので、必ず対応してください。

(1) 『健康観察表』の提出

待機期間中、毎日『健康観察表』に必要事項を記入して、待機期間最終日までメール (intlstu@kyoto-seika.ac.jp) に添付して提出してください。詳細は、指定様式『5_様式_健康観察表(京都精華大学).xlsx』の説明を確認してください。

(2) 『待機解除のお知らせ』画面の提出（※自主検査で待機期間解除となった場合のみ）

入国後 3 日目以降に受けた自主検査の結果をもって待機の解除が認められた場合は、入国者健康確認センターから届く『待機解除のお知らせ』画面のスクリーンショットの画像をメール (intlstu@kyoto-seika.ac.jp) に添付して提出してください。なお、待機不要の方、待機期間を短縮しない方は提出不要です。

提出するファイル名は「待機解除_パスポートと同じ英字氏名」としてください。 →例) 待機解除_KYOTO SEIKA

以上